

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において議員が受けている議員報酬月額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 1～6 (略) <u>(令和5年12月に支給する期末手当の特例)</u> 7 <u>令和5年12月に支給する期末手当に限り、清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例（令和5年清水町条例第 号）による改正後の第4条第2項中「100分の225」とあるのは「100分の230」に読み替えるものとする。</u></p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において議員が受けている議員報酬月額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 1～6 (略)</p>

附 則
 この条例は、令和5年12月1日から施行する。